



提供年月日：令和5年(2023年)12月13日

部局名：琵琶湖環境部
所属名：環境政策課
係名：環境管理係
担当者名：山田、桐山
連絡先(内線)：077-528-3357 (3357)
E-mail：de0003@pref.shiga.lg.jp

部局名：琵琶湖環境部
所属名：循環社会推進課
係名：廃棄物対策室廃棄物指導係
担当者名：高取、岡田
連絡先(内線)：077-528-3474 (3474)
E-mail：df0003@pref.shiga.lg.jp

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン特措法」という。）に基づき、特定施設（廃棄物焼却施設等）の設置者により測定されたダイオキシン類の測定結果について公表します。

内容

1 自主測定結果の概要

令和4年度に測定された自主測定結果について、「別紙」および「別表1」～「別表3」のとおりまとめました。

排出ガス、ばいじんおよび燃え殻について、基準を超過した特定施設はありませんでした。

2 自主測定について

特定施設の設置者は、ダイオキシン特措法第28条に基づき、毎年1回以上排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定を行い、県に報告する義務があります。

同規定に基づき、報告のあった自主測定結果について公表するものです。

特定施設の区分ごとの集計結果は別紙のとおりです。

1 大気基準適用施設の報告状況

(1) 排出ガス自主測定結果報告状況

滋賀県内（大津市除く※）で、令和4年4月1日時点で届出されている大気基準適用施設は109施設で、令和4年度中に3施設が廃止されました。

排出ガス中のダイオキシン類の自主測定結果の知事への報告は、77施設でした（表1）。報告された77施設のうち、基準を超過した施設はありませんでした（表2）。

（※大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られます。）

表1 排出ガスの自主測定実施状況

特定施設の種類の種類	届出施設数※ ¹ (R4. 4. 1時点)	報告状況内訳			
		報告	未報告	休止等※ ²	廃止※ ³
アルミニウム合金 製造施設	22	21	0	1	0
廃棄物焼却炉	87	56	0	28	3
合計	109	77	0	29	3

- ※1 「届出施設数」は、令和4年4月1日時点の数であるため、報告状況内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- ※2 「休止等」は、休止された、または使用開始前であったため自主測定できなかった特定施設の数。
- ※3 「廃止」は、廃止されたため自主測定できなかった特定施設の数。

表2 排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類の種類※ ¹		報告数※ ²	排出基準 超過施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
アルミニウム合金 製造施設	①	8	0	0.0043～0.36	5	
	②	19	0	0～0.82	1	
廃棄物 焼却 炉	4t/h以上	①	-	-	1	
		②	4	0	0～0.000066	0.1
	4t/h未満～ 2t/h以上	①	23	0	0.0015～0.067	5
		②	12	0	0～0.022	1
	2t/h未満～ 200kg/h以上	①	7	0	0.016～1.1	10
		②	45	0	0～0.034	5
	200kg/h未満	①	10	0	0.015～2.4	10
		②	9	0	0.0093～4.5	5
合計		137	0			

- ※1 特定施設の種類の欄中の①はダイオキシン特措法が施行された平成12年1月15日までに設置された施設、②は平成12年1月16日以降に設置された施設。ただし、廃棄物処理法の許可施設については、①は平成9年12月1日までに設置された施設、②は平成9年12月2日以降に設置された施設。
- ※2 延べ報告数（1施設において複数回分の結果報告を受けた場合、報告数分をカウントする）のため、表1の内訳の報告施設数とは必ずしも一致しません。
- ※3 施設ごとの測定結果は別表1（アルミニウム合金製造施設）、別表2（廃棄物焼却炉）を参照

(2) ばいじん、燃え殻自主測定結果報告状況

廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類の自主測定結果は、表3のとおりでした。基準超過はありませんでした。

表3 廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

	報告数 ^{※1}	特別管理産業 (一般) 廃棄物 該当施設数	自主測定結果 ^{※2} (ng-TEQ/g)	基準値 ^{※3} (ng-TEQ/g)	未報告
ばいじん	86	0	0~2.2	3	0
燃え殻	63	0	0~1.8	3	0

- ※1 複数回測定施設、排出口が複数の焼却炉で共用となっている施設、ばいじんと燃え殻の混合排出等の施設があることから、表3の報告数が表1の施設数とは一致しません。
- ※2 基準値が適用されない測定結果（平成12年1月15日において現に設置され、または設置の工事がされていた廃棄物焼却炉（旧炉）において生じたばいじんであって、セメント固化や薬剤処理等により適正に処理されている場合）は含めていません。
- ※3 基準値を超える場合は、特別管理産業（一般）廃棄物として取り扱う必要があります。
- ※4 施設ごとの測定結果は別表2を参照

2 水質基準適用事業場の報告状況

滋賀県内（大津市除く※）で、令和4年4月1日時点で届出されている水質基準適用事業場数は12事業場でした。（※大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られます。）

令和4年度において、自主測定義務対象外の事業場を除く4事業場について、排出水中のダイオキシン類自主測定結果が報告されました（表4）。報告のあったすべての事業場で基準に適合していました（表5）。

表4 水質基準適用事業場の自主測定実施状況

特定施設の種類※ ¹	届出 事業場数 (R4. 4. 1時点)	報告状況内訳				
		報告	未報告	休止等※ ²	廃止※ ³	対象外※ ⁴
アルミニウム合金製造施設 から発生するガス処理施設	3	1	0	0	0	2
廃棄物焼却炉から発生する ガスを処理する施設 及び生ずる灰の貯留施設	7	1	0	0	0	6
下水道終末処理施設	2	2	0	0	0	0
合計	12	4	0	0	0	8

※¹ 1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の欄にのみ記入。

※² 「休止等」は、全ての特定施設が休止された、または使用開始前であったため自主測定できなかった事業場の数。

※³ 「廃止」は、全ての特定施設が廃止されたため自主測定できなかった事業場の数。

※⁴ 「対象外」は、特定施設内で排水を循環利用するなど、公共用水域に排水がないため、自主測定の必要のない事業場の数。

表5 排出水中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類※ ¹	報告 事業場数	基準超過 事業場数	自主測定結果 (pg-TEQ/リットル)	排出基準 (pg-TEQ/リットル)
アルミニウム合金製造施設 から発生するガス処理施設	1	0	0	10
廃棄物焼却炉から発生する ガスを処理する施設 及び生ずる灰の貯留施設	1	0	0	10
下水道終末処理施設	2	0	0~0.00010	10
合計	4	0		

※¹ 1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の欄にのみ記入。

※² 事業場ごとの測定結果は別表3を参照

【参考】

○単位について

ng (ナノグラム) : 10億分の1グラムを意味する。

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラムを意味する。

TEQ : 毒性等量 (Toxicity Equivalency Quantity) 。ダイオキシン類には多くの異性体が存在し、異性体間で毒性の強さが異なることから、ダイオキシン類の量は、各異性体の測定値にそれぞれの毒性の強さに応じて設定されている国際毒性等価係数 (I-TEF ; International Toxicity Equivalency Factor) を乗じた値の総和で評価する。I-TEFは、ダイオキシン類の中で最も毒性が強いとされている 2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジチン)の毒性を1として設定されている。単純な質量ではないことを示すため、質量の単位にTEQを付して表記する。

m³N : 気体は温度や圧力によって体積が変化するので、排出ガスの体積は標準状態 (0℃、1気圧) における体積に換算して表すこととされている。体積の単位に、標準状態に換算した値であることを示すN (ノルマル) を付して表記する。

○ダイオキシン類に係る廃棄物処理法とダイオキシン特措法の規制について
(廃棄物焼却炉に係るもの)

廃棄物処理法 許可対象施設

- (焼却能力200kg/時または
火格子面積2.0m²以上の焼却炉等)
- 施設設置の許可 (第8条、第15条)
 - 許可施設の構造基準 (第8条の2、第15条の2)
 - 許可施設の維持管理基準 (ダイオキシン類排出濃度を含む) (第8条の3、第15条の2の3)
 - 維持管理基準に適合していないと認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第9条の2、第15条の2の7)
 - 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出 (第9条の3)

ダイオキシン特措法 届出対象施設

- (焼却能力 50kg/時または
火床面積 0.5m²以上の焼却炉)
- 施設設置の届出 (第12条)
 - ダイオキシン類の排出濃度の基準値 (第20条)
 - 排出基準超過が継続するおそれがあると認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第22条)
 - 施設設置者による自主検査結果の県へ報告、県による当該結果の公表 (第28条)

ばいじんおよび燃え殻の処理基準

廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじんおよび燃え殻については、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g を超えるものは、廃棄物処理法に基づく特別管理産業 (一般) 廃棄物に該当し、その処理基準に従った処理が必要となる。

(ただし、平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされていた施設において生じたばいじんおよび燃え殻については、廃棄物処理法が定める方法により処分を行う場合に限り、特別管理産業 (一般) 廃棄物に係る処理基準は適用されない。)